



山形県公報

平成25年7月9日（火）
第2459号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人 事 課）…791
- 山形県県税規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）…792

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…793
- 種畜証明書の交付の通報……………（畜 産 課）… 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森 林 課）…796
- 同……………（ 同 ）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）… 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………797

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則 5 - 2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（新庄病院）…798

### そ の 他

- 平成25年度行政書士試験の実施……………（市 町 村 課）…799

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第73号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表中

|                |                                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県公衆浴場入浴料金審議会 | 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ審議すること |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

|                 |                                                                                                                                                            |        |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 山形県公衆浴場入浴料金審議会  | 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ審議すること                           |        |
| 子育てするなら山形県推進協議会 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項及び山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理すること並びに子育て支援・少子化対策（同条例第2条に規定する子育て支援・少子化対策をいう。）に関する施策に関し必要な事項を調査審議すること | 子育て支援課 |

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月 9 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第74号**

**山形県県税規則の一部を改正する規則**

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「同項第16号」を「同項第17号」に改める。

第24条の4第2項中「株式等に」を「上場株式等に」に、「うち、」を「うち、施行令附則第18条の5第3項に規定する」に改め、同条第3項第2号中「の株式等」を「の上場株式等」に、「の規定」を「及び第5項の規定」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「当該株式等」を「当該上場株式等」に改め、同条第5項中「株式等に」を「上場株式等に」に、「うち、」を「うち、第2項の」に改める。

第25条の4中「第35条の21」を「第35条の21第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第67条の12第2項の規定により同項に規定する額を県内の市町村に対し交付する場合の交付月及び交付月ごとの交付額は、施行令第35条の21第2項に定めるところによる。

附則第17項を附則第19項とし、附則第16項を附則第18項とし、附則第15項を附則第17項とし、附則第14項中「附則第11項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第13項中「附則第10項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第12項中「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改め、同項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項中「附則第5条の6」を「附則第5条の7」に改め、同項の次に次の2項を加える。

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

10 条例附則第8条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として規則で定めるところにより計算した金額は、前年中の同項に規定する上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額とする。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算上

生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除する。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

- 11 条例附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額として規則で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第2項に規定する上場株式等の租税特別措置法第37条の11第1項に規定する譲渡（以下この項において「上場株式等の譲渡」という。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、施行令附則第18条の2第1項各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定めるところにより控除する。別表2県民税の項中「第53条第46項」を「第53条第40項」に、「第53条第47項」を「第53条第41項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第12項の改正規定（同項を附則第14項とする部分を除く。） 公布の日
  - (2) 附則第9項の改正規定 平成26年1月1日
  - (3) 第25条の4の改正規定 平成26年4月1日
  - (4) 第2条第2項及び別表2県民税の項の改正規定 平成28年1月1日  
（地方消費税に関する経過措置）
- 2 改正後の第25条の4の規定は、平成26年4月1日以後に行われる地方消費税の交付について適用する。

## 告 示

### 山形県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営寒河江南部地区土地改良事業（農地防災事業（農村災害対策整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営寒河江南部地区土地改良事業（農地防災事業（農村災害対策整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
寒河江市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成25年7月17日から同年8月16日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第673号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種          | 名 前                                               | 飼 養 者                |                        |
|-------------|-------|--------------|---------------------------------------------------|----------------------|------------------------|
|             |       |              |                                                   | 住 所                  | 名称(氏名)                 |
| 11220040340 | 牛     | 黒毛和種         | 平忠勝<br>(全和黒原4451)                                 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11201501303 | 牛     | 黒毛和種         | 景勝21<br>(全和黒原4673)                                | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10828200897 | 牛     | 黒毛和種         | 貴福久<br>(全和黒原5186)                                 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11250947343 | 牛     | 黒毛和種         | 秀糸波<br>(全和黒14588)                                 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10245874923 | 牛     | 黒毛和種         | 秀六<br>(全和黒原5449)                                  | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10245886001 | 牛     | 黒毛和種         | 満開1<br>(全和黒原5448)                                 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10840727259 | 牛     | 黒毛和種         | 美福三郎<br>(全和黒原5551)                                | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11271604744 | 牛     | 黒毛和種         | 勝安平22<br>(全和黒14854)                               | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 10840805261 | 牛     | 黒毛和種         | 安秀武<br>(全和黒原5577)                                 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076  | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |
| 11017120040 | 牛     | 黒毛和種         | 糸落合<br>(全和黒13434)                                 | 東置賜郡高島町<br>大字二井宿4947 | 齋藤 勝                   |
| 11040954551 | 牛     | 黒毛和種         | 波紋昌<br>(全和黒13249)                                 | 東田川郡三川町<br>猪子甲82-1   | 佐藤 正寿                  |
| 31206010016 | 豚     | ランドレース種      | ヤマガタ 11-<br>110-9868<br>(日豚L種80614)               | 酒田市浜中字八<br>窪1        | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010017 | 豚     | 大ヨーク<br>シャー種 | ヤマガタ ダブル<br>38915-112890<br>1-5790<br>(日豚W種39842) | 酒田市浜中字八<br>窪1        | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010001 | 豚     | デュロック<br>種   | フジロック 610<br>-071303<br>(日豚D種41296)               | 酒田市浜中字八<br>窪1        | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010020 | 豚     | デュロック<br>種   | ヤマガタ デー<br>41296-82422 1<br>-3897<br>(日豚D種42801)  | 酒田市浜中字八<br>窪1        | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010012 | 豚     | デュロック<br>種   | ヤマガタ デー<br>41296-82422 2<br>-3911<br>(日豚D種43158)  | 酒田市浜中字八<br>窪1        | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206010013 | 豚     | デュロック<br>種   | ヤマガタ デー<br>41296-82819 1<br>-3919<br>(日豚D種43159)  | 酒田市浜中字八<br>窪1        | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

|             |   |          |                                                 |           |                     |
|-------------|---|----------|-------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 31206010014 | 豚 | ヨークシャー種  | ハンサム ファーデル ショーナイ 11-2-3<br>(日豚Y種41390)          | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31206010015 | 豚 | ヨークシャー種  | ハンサム ファーデル ショーナイ 11-2-2<br>(日豚Y種41401)          | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31206010018 | 豚 | バークシャー種  | ピーターラッド12 クリーンビートル 103 イワチクシ 326<br>(日豚B種14312) | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31206010009 | 豚 | バークシャー種  | オカ15 キブリン 101 イワチクシ 371<br>(日豚B種14315)          | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31206010011 | 豚 | バークシャー種  | キブリン アンバサダー ショーナイ 11-102-1563<br>(日豚B種14555)    | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31306010001 | 豚 | バークシャー種  | ピーターラッド アンバサダー 2 ヤマガタ 4-1565<br>(日豚B種14678)     | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31306010002 | 豚 | ランドレース種  | ヤマガタランド ヤマガタ60008<br>(日豚L種LL 06-A000002)        | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31306010003 | 豚 | 大ヨークシャー種 | シズトミチク ヤマガタ10008<br>(日豚W種WW 06-A000001)         | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31306010004 | 豚 | デュロック種   | ゼンノーシモフリ ヤマガタ30003<br>(日豚D種DD 06-A000003)       | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31306010005 | 豚 | デュロック種   | ゼンノーシモフリ ヤマガタ30007<br>(日豚D種DD 06-A000005)       | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |
| 31306010006 | 豚 | ヨークシャー種  | ハンターマーシュ ランズヤマガタ 3009<br>(日豚Y種YY 06-A000026)    | 酒田市浜中字八窪1 | 山形県農業総合研究センター 養豚試験場 |

**山形県告示第674号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡朝日町大字宮宿字大中峯231の1、1735の134、1735の139、1735の142、1735の143、字前森234の1、234の2、234の3、字小中峯1735の145、大字新宿字烏泊り65の3、94の1、字タテ753の1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は定めない。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山形県告示第675号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡大江町大字三郷字前山乙987、乙2099の3、乙2099の13、乙2099の14、乙2102の1（次の図に示す部分に限る。）、乙2102の2、乙2102の3、乙2102の4、乙2102の5、乙2102の7、乙2106、乙2108
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 次の森林については、択伐による。  
**字前山乙2102の5**  
ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

**山形県告示第676号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年6月27日 指令村総建第165号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市矢来三丁目9番1、9番4、9番5、9番11、9番12、9番13、10番1、10番11、11番1、127番、128番2、128番8、128番9、128番21、221番3、221番4、221番5、222番、640番28、1350番2、1350番10、1353番1、1960番

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市あこや町三丁目8番9号  
株式会社ヤマザワ

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県公安委員会

委員長 中山 眞 一

#### 山形県公安委員会規則第4号

##### 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 区 分     | 警 察 官 |     |                         |        | その他の職員 | 合 計    | 備 考                                |
|---------|-------|-----|-------------------------|--------|--------|--------|------------------------------------|
|         | 警 視   | 警 部 | 警 部 補<br>巡 査 部 長<br>巡 査 | 計      |        |        |                                    |
| 警 察 本 部 | 59人   | 93人 | 469人                    | 621人   | 219人   | 840人   | 警部補の総数は554人とし、<br>巡査部長の総数は573人とする。 |
| 警 察 署   | 31人   | 89人 | 1,249人                  | 1,369人 | 121人   | 1,490人 |                                    |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第105条第1項中「を含む」を「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月9日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第11条第1項第1号及び第2号中「庄内総合支庁水産課」を「庄内総合支庁水産振興課」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線骨密度測定装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月9日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室
- (2) 日時 平成25年8月21日（水）午前11時00分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 X線骨密度測定装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年10月21日（月）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。



7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成25年8月6日（火）午後3時までに契約事務を担当する部局に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合には、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased: X-ray Bone Mineral Density Measurement System Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 11:00 AM, August 21, 2013

(3) Contact point for the notice: General Affairs, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjoshi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成25年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成25年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

1 試験の日時

平成25年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

山形市蔵王飯田637番地 ヒルズサンピア山形

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目                      | 内容等                                                                                                                        |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                  |

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する

一般知識等」は択一式とする。

#### 4 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（宛先は印刷されている。）。）

ハ 提出書類 受験願書一式

ニ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

ホ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

##### (イ) 郵送配布

平成25年8月5日（月）から同月30日（金）までに、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記宛先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）。

宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター

##### (ロ) 窓口配布

| 配布場所         | 所在地                        | 配布期間                                                                         |
|--------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県企画振興部市町村課 | 山形市松波二丁目8番1号               | 平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで                    |
| 山形県村山総合支庁    | 山形市鉄砲町二丁目19番68号            |                                                                              |
| 山形県村山総合支庁西庁舎 | 寒河江市大字西根字石川西355番地          |                                                                              |
| 山形県村山総合支庁北庁舎 | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号             |                                                                              |
| 山形県最上総合支庁    | 新庄市金沢字大道上2034番地            |                                                                              |
| 山形県置賜総合支庁    | 米沢市金池七丁目1番50号              |                                                                              |
| 山形県置賜総合支庁西庁舎 | 長井市高野町二丁目3番1号              |                                                                              |
| 山形県庄内総合支庁    | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号        |                                                                              |
| 山形県行政書士会     | 山形市荒楯町一丁目7番8号<br>山形県行政書士会館 | 平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（同年8月13日（火）から同月16日（金）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで |

##### (2) インターネットによる受験申込み

イ 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ロ 受験手数料

7,000円（一般財団法人行政書士試験研究センターが指定したクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）により決済すること。）

ハ 受付期間

平成25年8月5日（月）午前9時から同年9月3日（火）午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

## (3) 連絡先（問い合わせ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号 03-3263-7700）

## 5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方は、障がいの状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず4の(3)の連絡先へ相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成26年1月27日（月）午前9時

(2) 方 法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

平成25年 7月 9日印刷  
平成25年 7月 9日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056